

■指定欠格事由（指定介護機関）

以下の事由に該当する場合は、指定を受けることができません。

（指定欠格事由）

生活保護法第49条の2第2項第2号から第9号までの規定関係

1 第2項第2号関係

開設者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過しない。

2 第2項第3号関係

開設者が、生活保護法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定（※）により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過しない。

※ その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定

1 児童福祉法

2 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律

3 荘養士法

4 医師法

5 歯科医師法

6 保健師助産師看護師法

7 歯科衛生士法

8 医療法

9 身体障害者福祉法

10 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律

11 社会福祉法

12 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律

13 薬剤師法

14 老人福祉法

15 理学療法士及び作業療法士法

16 柔道整復師法

17 社会福祉士及び介護福祉士法

18 義肢装具士法

19 介護保険法

20 精神保健福祉士法

21 言語聴覚士法

22 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

23 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

24 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律

25 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律

26 子ども・子育て支援法

27 再生医療等の安全性の確保等に関する法律

28 国家戦略特別区域法（第12条の5第15項及び第17項から第19項までの規定に限る。）

29 難病の患者に対する医療等に関する法律

30 公認心理師法

31 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律

32 臨床研究法

3 第2項第4号関係

八王子市長が当該指定の取り消しの処分の理由となった事実その他当該事実に関して開設者が有していた責任の程度を確認した結果、開設者が当該指定の取消の理由となった事実について組織的に関与していると認められない場合を除き、開設者が、生活保護法の規定により指定介護機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない（取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該指定を取り消された指定介護機関の管理者であった者が当該取消しの日から起算して5年を経過しない場合を含む。）

4 第2項第5号関係

申請者が、生活保護法の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に生活保護法の規定による指定の辞退の申出をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して5年を経過しない。

5 第2項第6号関係

開設者が、生活保護法の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき生活保護法の規定による指定の取消し処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として八王子市長が当該申請者に当該検査が行われた日から10日以内に、検査日から起算して60日以内の特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に生活保護法の規定による指定の辞退の申出をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して5年を経過しない。

6 第2項第7号関係

第5号に規定する期間内に生活保護法の規定による指定の辞退の申出があった場合において、開設者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）が、同号の通知の日前60日以内に当該申出に係る介護機関の管理者であった者で、当該申出の日から起算して5年を経過しない。

7 第2項第8号関係

開設者が、指定の申請前5年以内に被保護者の介護に関し不正又は著しく不当な行為をした。

8 第2項第9号関係

当該申請に係る介護機関の管理者が第2号から前号までのいずれかに該当する。